⑮　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものである。
⑯　技術提案に基づく技術提案書の採否　技術提案書に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
⑰　本公告文の各項目及び、工事の入札に関する詳細は、入札説明書による。
別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書等の交付期間　令和３年６月17日から令和３年８月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下､｢休日｣という。）を除く。）
②　競争参加資格確認申請書の受付期間　令和３年６月18日から令和３年７月１日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
③　技術資料（競争参加資格確認資料）、技術提案及び入札の受付期間　令和３年８月17日から令和３年８月18日までの休日を除く毎日、10時から12時まで
④　開札日時　令和３年９月29日10時00分
⑤　入札保証金の納付等の受付期間　令和３年７月２日から令和３年９月28日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。ただし、最終日は正午までとする。〔利付国債の提供の場合は令和３年９月14日まで〕
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HORITA Osamu Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Sinhirata Bridge, Route 302 High-way
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 1 July 2021
⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 17 August 2021 to 12 : 00 (noon) 18 August 2021 (tenders submitted by E-mail From 10 : 00 A.M. 17 August 2021 to 12 : 00 (noon) 18 August 2021)
⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
なお、本件調達においては、以下の１⑵に示す設計業務にかかる調達手続きを一括して行うものとし、調達手続きにおいて特定した相手方と契約を各々締結します。
令和３年６月17日
契約責任者　東日本高速道路株式会社
東北支社長　八木　**茂**樹
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　04
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名
設計業務①　秋田自動車道　相野々橋基本詳細設計
設計業務②　秋田自動車道　横手川橋他１橋基本詳細設計
設計業務③　秋田自動車道　岩瀬橋他２橋基本詳細設計
設計業務④　秋田自動車道　新町橋他１橋基本詳細設計
⑶　業務箇所
①　自）秋田県　横手市　山内平野沢
至）秋田県　横手市　山内土渕
②　自）秋田県　横手市　山内平野沢
至）秋田県　横手市　仏ヶ沢
③　自）秋田県　横手市　山内筏
至）秋田県　横手市　山内土渕
④　自）秋田県　横手市　大屋新町
至）秋田県　横手市　柳田
⑷　業務内容
①　本業務は、秋田自動車道　山内ＰＡ～横手ＩＣ間の付加車線建設における、新設するⅡ期線の相野々橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。
②　本業務は、秋田自動車道　山内ＰＡ～横手ＩＣ間の付加車線建設における、新設するⅡ期線の横手川橋・中里橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。
③　本業務は、秋田自動車道　山内ＰＡ～横手ＩＣ間の付加車線建設における、新設するⅡ期線の岩瀬橋・力石橋・土渕橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。
④　本業務は、秋田自動車道　山内ＰＡ～横手ＩＣ間の付加車線建設における、新設するⅡ期線の新町橋・柳田橋の橋梁基本詳細設計を実施するものである。
⑸　履行期間
①　契約保証取得の日の翌日から570日間
②　契約保証取得の日の翌日から540日間
③　契約保証取得の日の翌日から570日間
④　契約保証取得の日の翌日から570日間
⑹　その他
イ　本公示における休日とは､『行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。
ロ　本業務は、東日本高速道路株式会社（以下「ＮＥＸＣＯ東日本」という。）が定める入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》（以下『指示書』という。）を使用する。
ハ　本業務は、落札者の希望に応じ、電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により契約書の取り交わし及び保管を行う｢電子契約｣の対象業務である。
２　競争参加資格
⑴　参加表明書の提出期間の最終日（以下「審査基準日」という。）において、ＮＥＸＣＯ東日本契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　技術提案書の提出期間の最終日において、ＮＥＸＣＯ東日本における令和３・４年度調査等競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
⑶　審査基準日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。)
⑷　審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間に、ＮＥＸＣＯ東日本競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）に基づき､｢地域２｣において競争参加資格停止を受けていないこと。
⑸　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、本業務を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本業務の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑹　審査基準日から見積合せを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
３　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　参加表明者の経験及び能力
⑵　配置予定管理技術者の経験及び能力
⑶　業務実施体制
４　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　配置予定管理技術者の経験及び能力
⑵　配置予定照査技術者の経験及び能力
⑶　業務への取組み姿勢
⑷　総額